

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載）	危機管理課	建築士事務所の監督処分	〃
○ 平成二十九年県統計調査の実施	統計分析課		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	健康推進課		
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	長寿社会課		
○ 指定居宅サービス等の事業の廃止	〃		
○ 指定介護予防サービスの事業の廃止	〃		
【公告】			
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	県民生活交通課		
○ 〃	〃		
○ 〃	〃		
○ 〃	〃		
○ 国土調査の成果の認証	中山間・地域振興課	建築指導課	〃
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧	経営支援課		
		建築指導課	担当課（室）

◎岡山県告示第三百八十号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の補助金から適用する。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表知事直轄の組織の部岡山県地域防災力強化総合支援事業費補助金の項中

5 避難所共同運営等支援事業	
を	
5 避難所共同運営等支援事業	6 避難力強化推進事業
に改める。	

◎岡山県告示第三百八十一号

平成二十九年度において、次の県統計調査を実施する。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

A S V（先進安全自動車）に関するアンケート調査

2 目的

交通事故の抑止に資するA S Vの普及啓発を行うに当たり、より効果的な対策とするための基礎資料を得る。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

県全域

2 属性的範囲

運転免許証の所有者（外国人を含む。）

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

更新時講習の区分、運転経歴、運転頻度、ヒヤリ・ハット体験の状況、A S Vの所有の有無、交通事故防止への期待度、必要とする安全装置、A S Vの購入についての意識及びA S Vの普及に効果的な手段

2 その基準となる期日又は期間

平成二十九年八月一日から同年十一月三十日まで

四 報告を求める者

岡山県運転免許センターにおいて運転免許証の更新の手続を申請する者のうち三千人

五 報告を求めるために用いる方法

運転免許証の所有者が運転免許証の更新の手続を申請する際に、岡山県警察本部交通部運転免許課職員が調査票を配布する方法

六 報告を求める期間

平成二十九年八月一日から同年十一月三十日まで

七 実施部課名

県民生活部くらし安全安心課

◎岡山県告示第三百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

八浜薬局

玉野市八浜町八浜九二九

平成二十九年六月三十日

◎岡山県告示第三百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あさひホームヘルプサービス

2 所在地

岡山県赤磐市惣分二八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

森ケアサービス株式会社

2 所在地

岡山県赤磐市惣分二八番地

三 指定年月日

平成二十九年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一四二〇

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アイデールサポート訪問介護事業所

2 所在地

岡山県都窪郡早島町早島四一八八一三〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1	名 称
	株式会社アイデールサポート
2	所 在 地
	岡山県都窪郡早島町早島四一八八番地三〇
三	指 定 年 月 日
	平成二十九年七月一日
四	介 護 保 険 事 業 所 番 号
	三三七二六〇〇二九〇
五	サ ー ビ ス の 種 類
	訪問介護
	介護予防訪問介護

◎岡山県告示第三百八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あさひホームヘルプサービス

2 所在地

岡山県赤磐市惣分二八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人森医院

2 所在地

岡山県赤磐市惣分二八

三 廃止年月日

平成二十九年六月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇三四九

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第三百八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター青松楼

2 所在地

岡山県笠岡市十一番町一番地七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人サンフェニックス

2 所在地

広島県福山市瀬戸町地頭分小立二七二一

三 廃止年月日

平成二十九年六月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇九〇六

五 サービスの種類

介護予防通所介護

〔二八七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり夢百笑

三 代表者の氏名

歳森 正一

四 主たる事務所の所在地

赤磐市仁堀中一六八四―一

五 定款に記載された目的

この法人は、仁美地区を中心とした吉井地域の高齢買い物困窮者の買い物機能確保・維持し、高齢者福祉に寄与すること、及び、農家所得の向上と地域農業の活性化を促進し、地域住民へ新鮮で安心・安全な農産物と加工品の安定供給を行い、地域の農業振興に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二八八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みんなの集落研究所

三 代表者の氏名

石原 達也

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区表町一丁目四番六四号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に中山間地域をはじめとした、人口減少や少子高齢化等に起因する課題をもつ岡山県内の地域・集落に対して、その維持と発展に関する調査研究及び提言、マッチング、コンサルティング、人材育成などに関する事業を行い、諸機関とのネットワークを構築しながら、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類及びその他の事務所の所在地

〔二八九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人れんげ福祉会

三 代表者の氏名

小川 正雄

四 主たる事務所の所在地

総社市門田七一三番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、知的障害者（児）、精神障害者及び身体障害者（児）とその家族に対し、地域生活支援に関する事業を行い、併せて障害のある方と市民とが共生するまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二九〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人美咲町柵原星の里スポレク倶楽部

三 代表者の氏名

表田 実典

四 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町久木二〇〇番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、「だれもが」、「いつでも」、「身近なところで」スポーツができることを目指し、地域住民の自発的・主体的運営によるスポーツ振興に関する事業を行い、この法人を中心に地域住民の自立的な社会参加とともに地域社会全体の活性化に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

社員の資格の得喪に関する事項、役員に関する事項及び会議に関する事項

〔二九一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人愛逢傘奉仕会

三 代表者の氏名

笹井 俊一

四 主たる事務所の所在地

井原市木之子町九三番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、「人生みんな一人一人が主人公」の精神のもとに、高齢者・障害者・その他支援が必要な方々に対して、小規模で落ち着いた環境の中での、家庭的できめ細やかな福祉サービスを実施し、また笑顔溢れる演芸等の文化活動を行う。これらの活動を通して、福祉サービスを必要としている方々が、地域の中で孤立することなく、自立し心豊かな日々が送れる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二九二〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行つた者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
里庄町	平成二十七年五月 、 平成二十九年二月	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字里見の一部	平成二十九年七月四日
里庄町	平成二十七年五月 、 平成二十九年二月	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字里見の一部	平成二十九年七月四日
岡山市	平成二十七年五月 、 平成二十九年二月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	北区足守の一部	平成二十九年七月四日
岡山市	平成二十七年五月 、 平成二十九年二月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	北区御津新庄の一部	平成二十九年七月四日
岡山市	平成二十七年五月 、 平成二十九年二月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	北区建部町 宮地の一部	平成二十九年七月四日

〔二九三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヒマラヤ津山インター店
所在地 津山市河辺字五反田九一五番地一ほか
届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 有限会社ノカミ
住所 津山市河辺一六四二番地
代表者の氏名 代表取締役 清水 信正
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ヒマラヤ
住所 岐阜県岐阜市江添一丁目一番一号
代表者の氏名 代表取締役 後藤 達也
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年三月一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千二百四十平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 七十台
 - (2) 駐輪場の収容台数 十九台
 - (3) 荷さばき施設の面積 三十一・七三平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 十八・七四立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時三十分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十九年六月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年七月十一日から同年十一月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課

〔二九四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス総社東店
所在地 総社市井手字談議所一一二八番三ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年三月一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百二十八平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 四十七台
(2) 駐輪場の収容台数 十八台
(3) 荷さばき施設の面積 六十五平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十一・九二立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

平成二十九年六月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年七月十一日から同年十一月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部商工観光課

〔二九五〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

平成二十九年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 監督処分をした年月日

平成二十九年六月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

青江鉄工株式会社二級建築士事務所 倉敷市真備町川辺二三三番地一

開設者 青江鉄工株式会社 代表取締役 青江 貞男

二級建築士事務所 岡山県知事登録第四二六九号

三 監督処分の内容

戒告

四 監督処分の原因となった事実

青江鉄工株式会社二級建築士事務所の管理建築士である青江貞男は、平成二十九年六月一日付けで岡山県知事から法第十条第一項の規定により、戒告の処分を受けた。

一 監督処分をした年月日

平成二十九年六月二十八日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

有限会社祐森建設二級建築士事務所 岡山市北区御津国ヶ原八〇八番地二

開設者 有限会社祐森建設 代表取締役 祐森 慎

二級建築士事務所 岡山県知事登録第六〇七四号

三 監督処分の内容

戒告

四 監督処分の原因となった事実

有限会社祐森建設二級建築士事務所の管理建築士である祐森慎は、平成二十九年六月一日付けで岡山県知事から法第十条第一項の規定により、戒告の処分を受けた。